

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付要綱

(制 定 令和2年4月20日)
(一部改正 令和3年3月17日)
(一部改正 令和3年8月11日)
(一部改正 令和6年8月 5日)

(趣旨)

第1条 県は製造業等の民間企業（以下「企業」という。）の投資活動を促進させ、もって本県経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、将来性・成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内で、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。その交付等に関しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年制令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新設

県内に第4条に定める指定を受けた日から3年以内に新たに事業の用に供する工場・研究所又は設備（以下「工場等」という。）を設置し、操業開始することをいう。

(2) 増設

既に県内に工場等を有する企業が、第4条に定める指定を受けた日から3年以内に新たに工場等を設置し、操業開始することをいう。

(3) 製造業

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいう。

(4) 工場

製造業の用に供される施設をいう。

(5) 研究所

日本標準産業分類において製造業、自然科学研究所に分類される産業が設置する研究施設をいう。

(6) 物流施設

日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていないもの。

(7) 次世代自動車関連産業投資企業

次世代自動車に関する構成部品や要素技術の参入等に対応するための投資を行おうとする企業をいう。

(8) 成長産業投資企業

再生可能エネルギー関連産業、医療機器関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業に係る投資を行おうとする企業をいう。

(9) カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業

国のグリーン成長戦略の14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行おうとする企業をいう。

(10) コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種

ア 日本標準産業分類に掲げるコールセンター業、情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設に係る投資を行おうとする企業をいう。

イ 日本標準産業分類に掲げる映像・音声・文字情報制作業、技術サービス業（他に分類されないもの）、広告業又はその他の事業サービス業を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設に係る投資を行おうとする企業をいう。

(11) 投下固定資産額

地方税法第341条に規定する固定資産のうち工場等において当該業務の用に供するものの取得価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。ただし、投下固定資産額において当該業務の用に供するものとそれ以外のものとが区別しがたいときは、適切な比率をもって按分するものとする。なお、割賦払に係るもので所有権移転をするものについては、その全額を資産として含むものとする。

(12) 新規地元雇用者

企業が、補助金の補助率適用の基準となる起算日（以下「起算日」という。）以降、要綱第11条で定める実績報告書を提出する日までに新設又は増設に伴って当該工場等で勤務することを前提として採用した直接雇用する社員のうち、県内に住所を有し、勤務する者をいう。なお、当該工場等で勤務するため、県外から県に住所を移転した直接雇用する社員としての転入雇用者を含むものとする。

(13) 地域活性化等枠

企業誘致に関する独自の優遇制度を有する市町村でかつ、以下のいずれかに該当する地域において工場等を新設又は増設する企業、又はIoT関連機器など省力化を目的とした機器を導入する企業に対して補助金を交付する場合をいう。

ア 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭

和 37 年法律第 88 号) 第 2 条第 1 項に定める地域。

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号) 第 2 条第 1 項に定める地域(同法第 3 条、同法第 41 条から第 43 条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む)。

ウ 福島県市町村振興基金貸付規則(昭和 63 年規則第 30 号) 第 2 条第 3 項に定める準過疎地域振興枠に区分される地域。

エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項に定める特別豪雪地帯として指定した地域。

(補助対象企業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる企業(以下「補助対象企業」という。)は、工場等を新設又は増設する次のいずれかに該当する企業であって、知事が指定した企業(以下「指定企業」という。)とする。ただし、補助対象企業が設立した企業、株式の大部分を所有する又は連結決算を行う企業等、密接な関係があると認められる企業については、同一企業と見なす。

- (1) 製造業のうち第 2 条(7)に定める次世代自動車関連産業投資企業、同条(8)に定める成長産業投資企業及び同条(9)に定めるカーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業の各関連産業業種
- (2) 平成 29 年 6 月 2 日付け企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号) 第 5 条に定める指定集積業種(以下「指定集積業種」という。)のうち製造業及び研究所を設置する業種
- (3) 第 2 条(6)に定める物流施設を設置する業種
- (4) コールセンター、データセンター又はそれに類似する業種
- (5) 知事が特に認める企業

(補助対象企業の指定)

第 4 条 前条の規定による指定を受けようとする企業は、原則として工場等の建設工事に着手する前に、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金対象企業指定(変更)申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、補助対象企業として知事の指定を受けなければならない。

- (1) 立地予 positioning 図(2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 の地形図)
- (2) 工場等の主要施設の配置計画図(500 分の 1 程度の縮尺による図面)
- (3) 定款及び沿革を明らかにした書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 最近 3 年間における決算報告書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費

及び一般管理費明細書を含むもの)

- (6) 企業立地協定確認書(第2号様式) ※3部提出
 - (7) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書(第1号参考様式)
 - (8) 役員等一覧(第2号参考様式)
 - (9) その他知事が必要と認めるもの
- 2 補助事業を共同で実施しようとする企業は、前項の指定(変更)申請を共同でしなければならない
- 3 知事は、第1項の規定による申請があった場合は、第1条の趣旨並びに第3条及び別表の基準に合致する企業かどうか審査した上で補助対象企業として指定し、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金補助対象企業指定(変更)通知書(第3号様式)により、通知するものとする。
- 4 知事は、補助対象企業に対し、必要に応じて、事業計画の内容について報告を求めることができる。
- 5 第3項による指定を受けた企業は、第1項に規定する補助金対象企業指定申請書の内容について、補助金の対象となる経費が10%を超えて増減する場合又は工事等の日程の変更がある場合については、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金対象企業指定(変更)申請書(第1号様式)により変更申請しなければならない。

(指定の取消し等)

第5条 知事は、指定を受けた企業が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により指定を受けたとき。
 - (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していると認められるとき。
- 2 補助対象企業が、指定を受けてから3年以内の操業開始が見込めない場合は、指定を取り消すものとする。ただし、いずれの場合も知事がやむを得ないと事前に認めた場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、投下固定資産額(土地購入費を除く。)及びこれと合わせて実施する付帯工事費(土地造成費を除く。)とする。

(交付要件等)

第7条 補助金の交付要件等は、別表のとおりとする。

(指定の承継)

第8条 合併、その他特別な理由により、指定企業から補助金の交付対象となった事業を承継した企業は、補助対象企業の指定を承継することができる。

- 2 前項の規定により指定の承継を受けようとする企業は、当該事業を承継した日から30日以内に、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金指定承継申請書（第4号様式）に承継を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、別表に合致するかどうか審査した上で受理し、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金指定承継受理通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

(補助金交付申請の様式等)

第9条 規則第4条第1項の申請書は、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付申請書（第6号様式）によるものとし、その提出時期は、原則として、補助対象企業として指定を受けた会計年度末までとする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 取得する固定資産の明細書
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
- 4 補助金の交付申請を行う企業は、申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- 5 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付決定通知書（第7号様式）により、通知するものとする。
- 6 前項の規定による補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付を行うことができる。
- 7 第5項の規定による補助金の交付は、補助金対象企業が第3条に該当していることを確認した上で行う。
- 8 第6項の規定による分割交付期間中に補助金対象企業が会社更生法・民事再生法の申請を行った場合は、当該年度以降の補助金交付を停止し、知事の指示を受けなければならない。

(交付の条件等)

第10条 指定企業は、規則第6条第1項の規定に基づき補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の計画内容及び補助対象経費の総額を変更しようとするとき又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式-2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 規則第6条第1項第1号及び前項ただし書きに規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費（補助対象経費に限る。）の10%以内の減額
- (2) 事業計画の細部を変更する場合

3 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

4 知事は第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

（補助金実績報告書の様式等）

第11条 規則第13条第1項の実績報告書は、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金実績報告書（第8号様式）によるものとし、その提出時期は、原則として、操業を開始した日の属する会計年度の次年度末までとする。

2 規則第13条第1項及び第2項に規定する添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 工場等概要説明書（敷地面積、建築面積、緑地面積、生産品目、業種分類、従業員数）
- (2) 工場等の配置図
- (3) 新規地元雇用者を証する書類
- (4) 工場等の完成写真
- (5) 固定資産の取得に要する費用が確認できる書類（売買契約書、工事委託契約書、見積書、領収書の写し等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 実績報告書及び実績報告書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 補助金の実績報告を行う企業は、報告をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して実績報告をしなければならない。ただし、実績報告時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

5 知事は、第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、審査の上、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金補助金額確定通知書（第9号様式）により、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(補助金の交付の請求)

第 13 条 第 11 条第 5 項の規定による補助金額確定通知を受けた企業は、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付請求書(第 10 号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助金の交付を受けた企業は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額が確定した場合には、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(第 11 号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に定める報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業の承継)

第 15 条 合併、その他特別な理由により、補助金の交付を受けた企業から補助対象となった工場等を承継しようとする企業は、あらかじめ、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金事業承継申請書(第 12 号様式)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、第 1 条の趣旨並びに第 3 条及び別表の基準に合致するかどうか審査した上で受理し、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金事業承継受理通知書(第 13 号様式)により、通知するものとする。

(事業休止等の届出)

第 16 条 補助金の交付を受けた企業は、補助金の交付後 5 年以内(第 9 条第 6 項の規定により分割して補助金の交付をすることとしたときは、最終回の補助金交付後 5 年以内)に補助金の交付対象となった工場等の操業を休止し、又は廃止するときは、事前にふくしま産業活性化企業立地促進補助金操業休止(廃止)届(第 14 号様式)を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(交付の取消し等)

第 17 条 知事は、補助金の交付を受けた企業が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 本補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付後5年以内(第9条第6項の規定により分割して補助金の交付をすることとしたときは、最終回の補助金交付後5年以内)に操業を休止し、又は廃止したとき。
ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 企業経営の悪化等により倒産した場合等で、既に当該補助金の全部又は一部の交付を受けているとき。
 - イ 知事が特にやむを得ないと認めた場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しているとき。

(財産の処分の制限)

- 第18条** 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める期間とする。
- 2 県は、補助金の交付を受けた企業が前項の規定による期間内に取得財産等を処分した場合は、企業に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

- 第19条** 補助金の交付を受けた企業は、補助事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間(第9条第6項の規定により分割して補助金の交付をすることとしたときは、最終回の補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間)保存しておかなければならない。

(その他)

- 第20条** この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月5日から施行する。

別表（第4条、7条、8条、13条）

区 分	要 件		
1 交付要件	次の表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。		
	投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数	5人以上
	投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数	8人以上
	投下固定資産額 30億円以上	新規地元雇用者数	10人以上
	投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数	50人以上
	第2条(13)に定める地域活性化等枠の対象となる企業においては、次の表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。		
	投下固定資産額 5千万円以上	新規地元雇用者数	3人以上
投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数	4人以上	
投下固定資産額 30億円以上	新規地元雇用者数	5人以上	
投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数	10人以上	
第2条(10)に定める業種においては、次の表の左欄に掲げる投下固定資産額に対し同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。			
投下固定資産額 1千万円以上	新規地元雇用者数	3人以上	
この要件の範囲内において、知事が特に必要と認める場合には、その投下固定資産額に対する新規地元雇用者数の値を緩和することができるものとする。			
2 補助率	補助率の上限は、次の表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以内とする。		
	区 分	新 設	増 設
	投下固定資産額 1億円以上 (地域活性化等枠においては5千万円以上)	10%	5%
	投下固定資産額 10億円以上	15%	10%
	投下固定資産額 50億円以上	20%	
第2条(7)に定める次世代自動車関連産業投資企業、同条(8)に定める成長産業投資企業及び同条(9)に定めるカーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業に該当する企業においては、次の表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以			

	内とする。							
	区 分	新 設	増 設					
	投下固定資産額 1 億円以上 (地域活性化等枠においては5千万円以上)	15%	10%					
	投下固定資産額 10 億円以上	20%	15%					
	投下固定資産額 50 億円以上	25%						
<p>第2条(10)に定める業種においては、次の表の左欄に掲げる投下固定資産額に対し同表の右欄に掲げる数値以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">新 設</th> <th style="text-align: center;">増 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投下固定資産額 1 千万円以上</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	新 設	増 設	投下固定資産額 1 千万円以上	10%	5%
区 分	新 設	増 設						
投下固定資産額 1 千万円以上	10%	5%						
3 補助限度額	<p>一つの補助対象事業に対する補助金は、5億円を限度とする。 要綱第2条(10)に定める業種においては、3億円を限度とする。</p>							